

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年8月から51年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年3月まで

昭和48年8月に、勤務していた父親の会社が倒産した翌月に妻と共に国民年金に加入した。加入手続は妻が行い、夫婦併せて国民年金保険料と付加保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親の会社が昭和48年8月に私的整理を始めたころに、申立人の妻が申立人夫婦の国民年金加入手続を区役所出張所で行ったと述べているとおり、申立人が現在所持している年金手帳に記載された国民年金記録の「初めて被保険者となった日」は、同年9月1日となっていることから、申立人の主張は自然である。

また、申立人の妻は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った際、区役所に勤務していた申立人の同級生から勧められて付加年金にも加入したと述べており、当時、同職員が区役所で勤務していたことが確認でき、手続に係る一連の記憶も鮮明であることから、申立人の妻の主張には信ぴょう性がある。

さらに、申立人の妻が申立期間当時に納付したとする国民年金保険料は実際の金額とほぼ同じであり、付加保険料を納付することによる年金受給額の増額についての認識は正しい上、交付されたとする国民年金手帳の色も当時のものと一致する。

一方、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付したことはうかがえるものの、このうち昭和48年9月から49年7月までに

については、申立人は厚生年金保険に加入していた期間であるため、記録を訂正できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年12月までの期間及び50年11月から51年3月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年12月まで
② 昭和50年11月から51年3月まで

昭和48年8月に、勤務していた夫の父親の会社が倒産した翌月に夫と共に国民年金に加入した。加入手続は私が行い、夫婦併せて国民年金保険料と付加保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の父親の会社が昭和48年8月に私的整理を始めたころに、申立人が申立人夫婦の国民年金加入手続を区役所出張所で行ったと述べているとおり、申立人の夫が現在所持している年金手帳に記載された国民年金記録の「初めて被保険者となった日」は、同年9月1日となっていることから、申立人の主張は自然である。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行った際、区役所に勤務していた申立人の夫の同級生から勧められて付加年金にも加入したと述べており、当時、同職員が区役所で勤務していたことが確認でき、手続に係る一連の記憶も鮮明であることから、申立人の主張には信ぴょう性がある。

さらに、申立人が、申立期間当時に納付したとする国民年金保険料は実際の金額とほぼ同じであり、付加保険料を納付することによる年金受給額の増額についても正しく認識している上、交付されたとする国民年金手帳の色も当時のものと一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は、家庭の事情もあり、昭和43年10月から生活保護を受けていた。その後、夫婦で一生懸命働いて、生活も安定してきたので、免除されていた保険料を順次納付したいと役場に相談し、職員から言われたとおりに国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ごろ、免除されていた期間の国民年金保険料の納付について役場の職員に相談し、2、3回に分けて納付したと主張しており、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の居住する町の国民年金被保険者名簿から、43年10月から47年12月までの期間の申立人の国民年金保険料は、当初、保険料納付が免除されていたと推測されるが、申立期間①直前の43年10月から44年3月までの期間の保険料を49年7月に、申立期間②前後の昭和45年度及び47年4月から同年12月までの期間の保険料を55年3月に追納していることから、申立期間①及び②の保険料についても納付したとする申立人の主張は自然である。

また、追納は、制度上、免除を受けた期間から10年以内に、古い期間から順に納付するものであり、上述のとおり、昭和45年度及び昭和47年4月から同年12月までの期間の保険料を追納したとする55年3月時点で、申立期間①のうち45年3月及び申立期間②が追納可能であるにもかかわらず、免除のままでは不合理である。

さらに、申立期間①及び②は共に12か月と短期間である上、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和43年10月以降に未納は無いことから、申立人の国民年金に対する意識は高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年2月1日から27年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を26年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から27年4月1日まで

社会保険事務所にA事業所における船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答があった。

しかし、当該事業所には、昭和23年11月から30年5月まで船員として勤務しており、申立期間は、B船舶に乗船勤務していたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳により、A事業所で昭和26年2月1日に雇入れ、同年4月16日に報酬額の変更及び30年5月1日に雇止めの記録が確認できる。

また、申立人と同時期にB船舶に乗船していた元同僚の船員手帳においても、申立人と同様の記録があり、当該期間は船員保険の加入期間となることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和26年4月の県議会議員選挙の不在者投票用紙の交付を受けたことが確認できる選挙人名簿登録証明書及び同年8月にC診療所が証明した健康証明書を所持していることから、申立人は、A事業所が所有するB船舶の船員として勤務していたことが推認できる。

加えて、複数の元同僚は、「B船舶は外洋で2か月ぐらいの漁を繰り返していた。」「申立人とはB船舶で申立期間もずっと一緒に勤務しており、申立人は若い甲板員のまとめ役であった。申立人が別の船で働いたことや、勤

務を長期間休んだことはなかった。」と証言しており、これらの複数の元同僚は、いずれも申立期間において、船員保険の記録が継続している。

また、A事業所の元事務員は、「A事業所が、1、2か月も漁に出る船員に対し、船員保険を掛けなかったとは考えられない。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和26年2月から27年3月までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた元同僚の船員保険被保険者名簿の記録及び申立人の船員手帳に記録された給与額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、船員保険被保険者名簿の記録によると、A事業所は、昭和26年11月1日付けでいったん適用船舶所有者でなくなった後、同日付けでB船舶を含め、船舶ごとに新たに適用船舶所有者となっていることが確認できることから、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格取得届が同年2月1日に提出されていた場合には、同年11月1日にも申立人に係る船員保険被保険者資格喪失届及び同取得届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から27年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年12月1日から26年2月1日までの期間については、社会保険庁の記録から当該期間における船員保険の被保険者資格が確認できる元同僚の船員手帳では、当該期間の雇入記録が確認できるところ、申立人の船員手帳では当該期間の雇入記録を確認することはできない。

また、申立人は、「1回（1航海は、約2か月）ぐらいは漁を休んだことがあったかもしれない。」と述べている。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から47年10月18日まで
社会保険庁の記録では、昭和44年7月31日にA事業所での厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。しかし、当時、不当解雇の訴訟を起こし、従業員の地位を勝ち取っている。そのため、厚生年金保険も回復できているものと思っていた。

上記の期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年7月31日にA事業所を解雇され、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。しかしながら、裁判所において申立人に係る地位保全の仮処分の決定(昭和47年*月*日)がなされ、申立人のA事業所における従業員としての身分が回復している。

また、「解雇の効力につき係争中の場合における健康保険等の取扱いについて」(昭和25年10月9日保発68号通達)では、裁判所が解雇無効の判定をなし、かつ、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡及して資格喪失の処理を取り消すこととされている。

さらに、公共職業安定所が管理する申立人のA事業所での雇用保険の被保険者記録では、昭和44年7月31日に資格を喪失した後、同日に資格を再び取得し、47年10月17日に資格を喪失していることが確認できることから、同事業所では、申立人の従業員としての地位を同年10月17日までと認識し

ていたことが推認できる。

加えて、裁判を担当した弁護士が保管する裁判資料によると、A事業所は申立人に対し、毎月25日に3万8,012円を支払う内容の判決が下されていることが確認でき、当該金額の根拠として、昭和44年5月から同年7月までの賃金手取額の平均額との記載が確認できることから、当該金額は、申立人の給与の総支給額から厚生年金保険料等を控除された後の金額で計算されていることが推認できる。

なお、裁判当時の事業所側の代表者は、「仮処分が認められ地位の回復ができ、給与の手取額が支給されて、雇用保険にも再加入していることから、厚生年金保険等に関しても適切に処理していたと思います。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年6月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間当時にA事業所が加入していた厚生年金基金に申立期間における申立人の記録が確認できないとともに、仮に、事業主から申立人に係る「地位保全の仮処分決定」があった旨の届出が社会保険事務所に行われていれば、申立人の資格喪失の取消しの処理が行われるはずであるが、社会保険事務所の記録によれば、取消しの処理は行われていないことから、事業主は、「地位保全の仮処分決定」があった旨の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年7月から47年9月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 786

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していたことが認められることから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者の資格取得日に係る記録を昭和38年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和6年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年1月16日から39年1月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険第四種被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、昭和38年の春ごろに脱退手当金の手続のために社会保険事務所へ行った際、職員から厚生年金保険第四種被保険者に加入することを勧められたので、同意して手続し、また、43年に社会保険事務所から申立期間を含み20年間の納付期間を満了したとの通知が届いたので、申立期間について厚生年金保険第四種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険事務所でA事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和38年1月16日付けで厚生年金保険第四種被保険者の被保険者資格を取得する手続を行った。」と主張しているが、社会保険庁の記録では、昭和39年1月16日に厚生年金保険第四種被保険者の被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかし、厚生年金保険第四種被保険者資格取得の届出は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から6月以内に行わなければならない、第四種被保険者資格取得日は、最後に厚生年金保険被保険者資格を喪失した日又は申出が受理された日のどちらか一方を選択することになっており、社会保険事務所の記録によれば、申立人が最後に厚生年金保険に加入していたA事業所での資格喪失日は、昭和38年1月16日であることが確認できる上、申立人は、「最後に厚生年金保険に加入していたA事業所の資格喪失日である昭和38年1月

16日を選択した。」と主張している。

また、厚生年金保険第四種被保険者の申出が受理された日を選択した場合は、申立人が第二種被保険者資格を喪失した日（昭和38年1月16日）から6月以内に行わなければならない、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者の被保険者資格の取得日が昭和39年1月16日であるとは考え難い。

さらに、申立人は、「社会保険事務所から20年間の納付期間を満了したと通知が届いた。」と主張しているため、社会保険事務所が管理する申立人の第四種被保険者原票を調査したところ、備考欄に「満了予定、昭和43年4月1日、20年、法第17条1-2」と記入されていることが確認でき、旧厚生年金法第17条第1項の2では、老齢年金の受給資格要件を満たしたときに厚生年金保険第四種被保険者の被保険者資格を喪失することと規定されており、申立人の厚生年金保険第四種被保険者の資格取得日を昭和38年1月16日としなければ、43年4月1日に20年の老齢年金の受給資格要件を満たすことができないことから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者の被保険者資格を取得した日は、38年1月16日であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種厚生年金保険料を納付していたことが認められることから、申立人の第四種被保険者資格取得日を昭和38年1月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る第四種被保険者の記録から、2万円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店C営業所における資格取得日に係る記録を昭和46年2月2日に訂正し、同年2月から同年8月までの標準報酬月額を4万2,000円とし、同年9月から同年12月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月2日から47年1月1日まで

社会保険庁の記録では、A事業所B支店C営業所で昭和47年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとなっているが、当該事業所には、46年2月から勤務していたので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A事業所が提出した申立人の在籍証明書及びD健康保険組合が提出した被保険者台帳から判断すると、申立人は、A事業所B支店C営業所に昭和46年2月2日から継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、D健康保険組合が提出した被保険者台帳の記録から、昭和46年2月から同年8月までの標準報酬月額を4万2,000円とし、同年9月から同年12月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和47

年1月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る46年2月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成2年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月及び同年3月については38万円、同年4月から同年9月までについては44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から同年10月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与所得の源泉徴収票及び給与明細書により、申立人が平成2年2月1日からA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成2年2月及び同年3月については38万円、同年4月から同年9月までについては44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の申立人に係る被保険者資格の取得日は、平成2年10月1日となっていることから、事業主が、同日を被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年2月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 789

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月21日から同年12月1日まで

A事業所B支店に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。しかし、当時は、同一企業内で転勤した時期であり、A事業所では継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の在籍証明書及びC事業所（Dグループ各社の経理業務及び人事業務を担当）の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和49年12月1日にA事業所B支店からA事業所E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和49年10月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和49年12月1日とすべきところ、同年11月21日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月21日から同年12月21日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所から関連会社であるB事業所へ異動があり、その間、厚生年金保険の記録が途切れることはないため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所（A事業所が名称変更）から提出された従業員の異動に関する資料、雇用保険の加入記録、当時の事務担当者及び同僚の証言により、申立人は、A事業所に継続して勤務し（昭和50年12月21日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和50年10月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び40年1月から52年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和40年1月から52年4月まで

私の夫が役場から通知を受け取り、国民年金を受給するためには、前の住所地から現在までの国民年金保険料の未納分を納付した方が良いというアドバイスに従い、役場の窓口で二人分の保険料を払ったはずである。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居した昭和54年8月以降に、その夫が役場のアドバイスに従い、当時、未納であった国民年金保険料を夫婦二人分で約30万円納付したと述べているが、このころ実施されていた第3回特例納付制度により申立期間①及び②に係る保険料を納付すると、その保険料額は申立人の分だけでも約64万円になり、大きく相違する。

一方、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人は、昭和52年5月から53年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、申立人の夫は、46年10月から51年3月までの保険料を第3回特例納付制度により納付し、51年4月から53年3月までの保険料を過年度納付しており、その保険料額は夫婦併せると約28万円になり、申立人の主張する金額と一致する。

また、申立人及びその夫は、共に満60歳到達時点の納付済期間が300か月であることから、当時、役場では、申立人夫婦が年金を受給するために必要な300か月以上の保険料納付済期間を確保できるように、未納であった保険料を納付するようアドバイスをしたと考えるのが自然であり、申立人の夫が、申立

人の申立期間①及び②に係る保険料を納付したとかがえる関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 11 月 16 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所に勤務し、その後、異動日は憶えていないが、関連会社のB事業所に籍が移ったことは事実であり、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人がA事業所及び関連事業所であるB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、B事業所の申立期間当時の取締役及び申立人が唯一記憶していた事業主は、申立期間においてA事業所及びB事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、これらの者は、申立人についての記憶は無いとしている。

また、A事業所及びB事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A事業所の元事業主及び社会保険事務担当者とは連絡が取れず、連絡が取れた上述のB事業所の元事業主及び取締役は、「B事業所の資料は残っていない。申立期間当時、社会保険事務は本社で処理しており、担当者についての記憶は無い。社会保険の取扱いについては分からない。」と述べており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認することができなかった。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間のうち昭和 62 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、別の事業所で厚生年金保険の被保険者期間が確認でき、申立期間のうち同年 7 月から同年 10 月までの 4 か月間について、63 年 7 月 29 日に国民年金の全額免除申請の処理が行われ、

平成9年3月24日に追納の処理が行われていることが確認できる。また、申立人の配偶者についても、同期間の国民年金について、昭和63年8月1日に全額免除申請の処理が行われ、平成8年3月19日に追納の処理が行われていることが確認できる。

なお、社会保険庁が管理するA事業所に係るオンライン記録において、昭和62年4月1日から同年11月15日までに被保険者資格を取得した者の記録及びB事業所に係るオンライン記録において、同事業所の新規適用日である同年8月1日から63年2月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 792

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月ころから 35 年 5 月ころまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、A事業所での厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
保険料も給与から引かれていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶するA事業所の所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿では、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、同所在地を管轄する法務局でも、A事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、A事業所の親会社であるC事業所に照会したところ、「昭和 41 年 4 月にB事業所が設立され、A事業所の労務管理を行うようになった。」との証言を得たが、社会保険事務所が管理する記録においても、B事業所は昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、C事業所においても申立期間当時における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人及びA事業所の元従業員が名前をあげた複数の同僚についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録を確認できる者がいな

い。

なお、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和33年1月1日から35年6月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 793

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 30 日から 48 年 10 月 1 日まで
昭和 46 年 2 月から 50 年 5 月まで A 事業所の海外子会社 B 社に出向していた期間のうち申立期間に係る厚生年金保険の記録が抜けているが被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人は申立期間において A 事業所の海外子会社である B 社に勤務していたことを確認することはできる。

しかし、A 事業所が保管する厚生年金保険資格取得者台帳の記録、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び社会保険庁が管理する厚生年金基金の記録によると、申立人は、いずれも A 事業所において昭和 47 年 1 月 30 日付けで資格を喪失し、48 年 10 月 1 日付けで再び資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同時期に海外に駐在していた複数の同僚は、「家族と共に海外に駐在した場合、給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、申立人が記憶している B 社の同僚 2 名も、社会保険庁の記録によると、申立人と同様に A 事業所での厚生年金保険の資格を喪失した後に再び資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 5 日から 16 年 12 月 24 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間に係る標準報酬月額に残業代が含まれていないことが分かった。当該残業代も報酬月額に含めた正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成 13 年 4 月、同年 5 月、15 年 2 月、同年 3 月、同年 4 月、同年 6 月及び同年 8 月の給与明細書、並びに A 事業所が提出した申立人の平成 16 年 1 月から同年 12 月までの給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致しており、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額と申立人と同時期に同様の業務に就いていたとする複数の同僚の標準報酬月額を比較したが、大きな差異は無く、申立人だけが低額であるという事情も認められない上、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正されていることもなく不自然さはいかたがえない。

さらに、A 事業所に照会したところ、「平成 16 年より前の賃金台帳等の資料は保存していない。」と回答しており、前述した給与明細書が提出されていない申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料、

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月ころから29年11月14日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間は、A事業所の寮に住み、同事業所のB工場で働いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和29年11月15日にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間についても勤務していたと主張しているため、当該事業所に申立人の勤務状況を照会したが、申立人に係る記録は無いとの回答を得た。

また、申立期間当時、A事業所に勤務していた者は、「申立期間に申立人の出身地であるC出身の季節労働者が10数名いたことを記憶している。」と証言しており、当該事業所の社会保険事務担当者は、「昭和29年11月より前の期間は、季節労働者は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に昭和29年11月15日に被保険者資格を取得し、30年2月24日に被保険者資格を喪失しているすべての者の記録を確認したが、申立期間に被保険者記録を確認できる者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 796

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月21日から22年4月1日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和22年6月30日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和22年6月30日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、32年5月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 1 月 31 日まで

夫の兄と姉から、夫は、学校を卒業後、学校の就職あっせんにより A 事業所に就職したと聞いているが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。

学校からのあっせんで就職したので、厚生年金保険に入っていないとは思えない。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した中学校が保管している申立人の進路に関する記録から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の中学校の卒業証明書から、申立人の卒業年月は申立期間中の昭和 32 年 3 月であることが確認でき、申立人の遺族が、「申立人が A 事業所に就職する経緯は、中学校のあっせんであった。」と証言していることから、31 年 4 月 1 日から 32 年 3 月までの期間は、A 事業所に勤務していなかったことがうかがわれる。

また、申立期間当時の A 事業所の事業主の遺族は、「申立期間当時、希望者のみを厚生年金保険に加入させていたと聞いている。」と証言しており、申立期間当時から A 事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるまでの期間、事務を担当していた元従業員も、「当時は、希望者のみを厚生年金保険の被保険者としており、厚生年金保険に加入していない従業員が大勢いた。」と証言している。

さらに、申立人の遺族は、申立人が 50 歳に到達するころまでは健康であったと記憶しており、申立人の健康保険被保険者証の使用状況について確認す

ることができなかった。

加えて、A事業所は平成2年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、厚生年金保険料控除の状況についての資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 10 日から同年 11 月 15 日まで

A事業所の船舶に乗船していた期間について、社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

船員手帳があり、乗船していたことは事実であるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳から、A事業所が所有する船舶に昭和 51 年 7 月 1 日に雇入れられ、同年 9 月 1 日に雇止めされたことが確認できる。

一方、当該船員手帳の失業保険金支給関係の頁から、申立人のA事業所における被保険者であった期間が昭和 47 年 4 月 1 日から 51 年 6 月 10 日までの期間であり、同年 6 月 10 日に自己都合により離職し、同年 10 月 5 日に求職の申込みをしたことが確認できる。

また、A事業所（現B事業所）から提出された船員台帳の写しから、申立人の被保険者期間が、昭和 47 年 4 月 1 日から 51 年 6 月 10 日までの期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、A事業所の船舶に乗船していた期間については、労働組合に強制加入させられており、組合費が徴収されていたと主張しているが、当該労働組合に照会したところ、申立人の組合員記録は、昭和 48 年 4 月までであると回答している。

加えて、申立人の勤務状況を複数の同僚に照会したところ、申立人の氏名は記憶しているものの、退職時期については記憶していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 12 月 29 日まで
A事業所の個人事業主としてB業を経営していた昭和 46 年 4 月 1 日から 51 年 12 月 29 日までの期間の厚生年金保険の記録が無いが、事業主として加入していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所は個人事業所で、私が事業主（代表）であった。」と述べており、申立人の妻も「A事業所は個人事業所で申立人が代表であった。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する事業所名簿から、A事業所が個人事業所であったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法上、厚生年金保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、個人事業主は被保険者となることはできないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者となることはできなかったと考えられる。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、すべての被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。